

叢書刊行にあたって

本書は、2001年度から2年間の計画で開始した比較法研究所プロジェクト連続講演会（第1期）「比較法研究の新段階―法の継受と移植の理論」の成果をまとめたものである。比較法研究所は、以前研究所の共通課題を立てプロジェクトを作って研究したこともあったようである。しかし、その後比較法研究の各分野における細分化の傾向も影響して、そのような共通課題を立てることが難しくなっていた。毎年度はじめに共同研究を募集し、8本程度の共同研究を採択し、それらを中心に研究を展開させてきた。もちろん、それぞれの時期に要請される課題を採り上げて国際シンポジウムや講演会を開催し、中国社会科学院をはじめとする協定機関との継続的あるいは随時的なシンポジウムや研究員の交流を行うなど活発な研究活動が行われてきたことを言うまでもない。そのような中で、21世紀を迎えようとする時期に、野村稔前所長の下で新たに研究所の共通課題を立てプロジェクトを作って研究を開始する方針が打ち出された。共通課題としては、研究所のかんりの研究員が何らかの形でかかわっており、比較法研究の観点からも理論的に深めておく必要のある「途上国に対する法整備支援」を素材とし、まず表記の連続講演会として開始することになった。その後、2002年度から3年間の計画で研究所としてプロジェクトを組織して科学研究費を得て「日本法のアイデンティティに関する総合的・比較法的研究―源流の法とグローバル化の法」に関する研究が進められている。また、連続講演会については、2003年度から2年間の計画で第2期として「日本法の国際的文脈―その歴史と展望」が開始されている。本書はこのような比較法研究所の一連の研究の最初の成果として位置づけられるものである。

内容的には、前記連続講演会の8回分の講演内容を中心に、総論、方法論、歴史、各国事情、展望に分類され、構成されている。総論は、このような比較法研究所の一連の研究の実質的な企画者としてだけでなく、推進者

としても実際に重要な役割を果たして頂いている戒能通厚教授にお願いした。教授は、当時日本学術会議の第二部部長という激職にありながら、集まった原稿の全てにつき目を通されたうえで、全体としての課題、各論文の位置づけ、成果を明確かつ的確に示されている。したがって、これらの点については総論を読んで頂ければよいと思うので、ここでわたくしがとくに付け加えるべきところはない。ただ、ここでは、重複することにはなるかも知れないが、次の点について触れておきたい。各国事情のところでは、8回の講演会で入れることができなかった部分を補足することになり、インドネシア法の多元性との関連についてこの分野の第一線の研究者であられるアジア経済研究所の経済協力研究部主任研究員の作本直行氏に、法支援の原型とも位置づけられ得るアメリカ合衆国の「法と開発」理論について元比較法研究所助手で当時アメリカ留学中の中村良隆氏にお願いした。これによって本書が内容的により厚みのある、充実したものになったと考えている。また、本書の結びとも言うべき展望は、これまでのアジア法研究のあり方を総括すると共に、今後の研究のあり方を展望して頂くものであり、宮坂富之助名誉教授にお願いした。宮坂名誉教授には、当初の講演の内容を本書の結びにふさわしい内容になるよう書き換えて頂いた。その他の部分についても、本書の構成や趣旨を考慮して各執筆者に講演原稿を加筆・修正して頂いた。

このようにしてようやく本書を出版することができるようになった。これはひとえに執筆者の皆様の積極的なご理解、ご協力によるものであり、まず、篤くお礼を申し上げたい。また、本書の元となる連続講演をはじめとする一連の研究プロジェクトを決定し推進された野村前所長、その企画・推進に不可欠な役割を担われ、本書の編集長であられる戒能教授に心から敬意と謝意を表し、ともに本書の出版を喜びたい。さらに、本書の企画から出版に至るまで事務局側として協力願った比較法研究所の尾崎安史幹事、須網隆夫研究企画委員長、箱井崇史出版編集委員長をはじめ関連する管理委員、事務局や助手の皆様にも深甚な感謝の意を表しておきたい。

2003年2月27日

早稲田大学比較法研究所長 木 棚 照 一